

特定非営利活動法人さかえスポーツくらぶ定款に関する細則

(会員)

第1条 特定非営利活動法人さかえスポーツくらぶ定款（以下、定款という）第6条に定める正会員、賛助会員とは別に、特定非営利活動法人さかえスポーツくらぶが提供するプログラムを利用する者を会員及び準会員と称する。

(1) 第3条第3号の利用料金を納付してプログラムに参加する者を会員、1回ごとにプログラム料金を支払い参加する者を準会員とする。

(入会)

第2条 定款第7条に定める入会申込書は、別表1の通りとする。

(入会金、会費及び利用料金)

第3条 定款第8条に定める入会金及び会費は次の通りとする。

(1) 入会金は、会員及び準会員は500円とし、継続して会員及び準会員である限り徴収しない。

なお、正会員及び賛助会員は、入会金を徴収しない。

(2) 会費は、会員及び準会員は年間1,800円とし、家族は年会費を徴収しない。この場合の家族をファミリー会員と称する。

なお、正会員は、年会費を徴収しない。

また、賛助会員の年会費は、次の通りとする。

個人 1口 1,000円

企業・団体 1口 5,000円

(3) プログラム利用料金は、別表2の通りとする。

(退会)

第4条 定款第10条に定める退会届は、別表3の通りとする。

(理事の構成)

第5条 定款第14条第4項に定める理事の構成は、別表4の通りとする。

(顧問の構成)

第6条 定款第20条第4項に定める顧問の構成は別表5の通りとする。

(参与の構成)

第7条 定款第21条第4項に定める参与の構成は別表6の通りとする。

附則

1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

役員の報酬等に関する細則

- 1 定款第19条に定める役員の報酬等は、次の通りとする。

役員は、無報酬とするが、クラブマネージャーの賃金及び指導者等の謝金は別途定める。また、出張に係る交通費等についても別途定める。

附則

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

資産の管理に関する細則

- 1 定款第44条に定める法人資産の管理方法は、次の通りとする。

取得価格が10万円以上の物で、耐用年数が1年を超えるものは備品とし、備品管理台帳を作成し管理する。なお、取得価格が10万円未満の物は、消耗品として処理する。不動産を取得した場合は、取得した時点で管理方法を定める。

附則

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。